

デジタルチケット配付事業 チケット QR 割引キャンペーン 参加店舗募集要項

1. 趣旨

食料品等の物価高騰の影響を受けている市民の生活負担軽減と市内消費の喚起を目的に、市内3商工団体が実施するデジタルチケット配付事業「チケット QR 割引キャンペーン」への参加事業者を、以下のとおり募集します。

※複数店舗を運営されている場合は、原則として店舗ごとに申請してください。

2. 事業概要

チケット券種 (7種類)	上田市民1人につき、総額7,000円分の割引チケットを付与。 以下7種類の券を発行し、買物金額に応じて1会計（※同一店舗における同日中の支払い）あたり、いずれか1種類の利用が可能です。 ① 5,000円割引チケット（1万円以上の買物で利用可） ② 4,000円割引チケット（8,000円以上の買物で利用可） ③ 3,000円割引チケット（6,000円以上の買物で利用可） ④ 2,000円割引チケット（4,000円以上の買物で利用可） ⑤ 1,000円割引チケット（2,000円以上の買物で利用可） ⑥ 500円割引チケット（1,000円以上の買物で利用可） ⑦ 100円割引チケット（200円以上の買物で利用可） ※各券に利用回数制限はなく、総利用額7,000円に達するまで何回でも利用できます。
配付方法	専用アプリ「TicketQR」をスマートフォンにインストールし、上田市民全員を対象に、郵送にて配付されたアカウントIDとパスワードを入力いただくと一人あたり合計7,000円分の割引チケットが付与されます。 また、スマートフォンを持っていない等の理由により、電子チケットでの受け取りを希望されない方には、市内各郵便局窓口で二次元コードの印刷された紙の割引チケット（以下、紙チケット）を配付します。 ※デジタルチケット取得に必要なアカウントIDとパスワードは令和8年3月中下旬より郵送されます。また、紙チケットを希望される方には令和8年4月8日（水）より市内郵便局の窓口で配付を開始します。
配付対象	上田市民全員（令和8年1月1日時点）
割引方法の制限	電子チケットを利用される場合は対象店舗全店で使用可能です。 紙チケットは対応可能店舗でのみ使用できます。
利用期間	令和8年4月15日（水）～ 令和8年12月25日（金）

3. 参加事業者の資格と条件

参加いただく場合、「電子チケット＋紙チケット」、「電子チケットのみ」のいずれかの割引方法に対応する必要があるほか、以下の（１）～（３）のすべてを満たす事業者が対象です。

（１）上田市内に住所登録があり、かつ、対面販売を行う実店舗を有する事業者

※本社・本店が市内にあるか否かは問いません。

（２）「10. 参加事業者の遵守事項」について誓約する事業者

（３）次に該当する事業者は、対象外とします。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ③「5. チケットの利用対象とならないもの」に記載する取引・商品のみを取り扱う事業者
- ④過去に実施した割引キャンペーン等において参加事業者の順守事項等に反する行為があった事業者
- ⑤その他の法令又は公序良俗に反するもの

4. 事業者負担

電子チケット対応のみ（従来と同様）を選択された場合、費用負担はありません。

電子チケットと紙チケット両方での取扱いを選択された場合、紙チケットでの割引手続きに際し、スマートフォンまたはタブレット（ともに WEB 通信環境のあるもの）を各店舗にてご用意いただく必要があります。

なお、事業者登録手数料、決済手数料、換金手数料、振込手数料は全て無料です。

5. チケットの利用対象とならないもの

- （１）国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金、市指定ゴミ袋 等）
- （２）換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）や、電子マネーへのチャージ
- （３）現金との換金、金融機関への預け入れ
- （４）土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い、金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- （５）たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- （６）訪問販売による事業者への支払い
- （７）登録店舗以外へのコンビニエンスストア等での店頭支払い（イベントチケットの支払、代金引換での店頭受取等）
- （８）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者への支払い
- （９）特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- （10）その他、事業の趣旨にそぐわないもの

6. 申請方法

下記方法のいずれかで店舗向けサポートセンターへ提出してください。

(1) メールでのお申し込み (推奨)

下記ホームページに掲載されている excel ファイルをダウンロードいただき、ご入力のうえ、下記 E-mail アドレスまでお送りください。

◆ホームページアドレス

<https://www.ucci.or.jp/ticketqr2026campaign-business/>



◆送り先 E-mail アドレス ticketqr2026@gmail.com

件名に「チケット QR 割引キャンペーン」への登録申込であること、
文中に①事業所名 ②ご担当者様のお名前 ③ご連絡先を明記のうえ、送付してください。

(2) FAX でのお申し込み

参加店舗登録申請書（別紙様式）に必要事項を記入の上、提出してください。

◆送り先 FAX：0268-28-6190

7. 申請受付締切

一次締切 2月27日（金）正午必着

二次締切 3月19日（木）正午必着

※上記締切後もキャンペーン期間中は随時申請を受け付けますが、締切後に申請された事業者は、チラシ等に掲載されない場合や、キャンペーン開始日に QR コードや店内掲示物等の配付が間に合わない可能性があります。

8. 審査・登録

事務局は、申請期間内に申請のあった事業者（店舗）について審査を行います。審査の結果、登録となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。また、登録対象外と判断された事業者には、指定の連絡先宛てに対象外となる事実とその理由を併せて連絡いたします。

なお、業種については当所の規定にあわせ、変更する場合があります。

9. 換金手続き

システムによる自動集計を行うため、換金申請の手続きは一切不要です。

毎月初めに、前月1か月分の締め作業を実施し、次月7営業日後を目途に指定口座に振り込みを行います。

なお、口座情報の記入間違いがある場合、入金が遅れる場合がございます。予めご了承ください。

10. 参加事業者の遵守事項等

参加事業者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 「5. チケットの利用対象とならないもの」に示す商品の取引においてチケットを使用させないこと。
- (2) 特段の事由がない限り、キャンペーン期間中に参加事業者を辞退せず、また、売買取引時において、顧客のチケット利用を拒まないこと。ただし、令和8年9月1日以降の延長に際し、令和8年8月26日までに参加辞退を届け出た事業者は除く。
- (3) 配付する店頭掲示用ポスター、デジタルチケット用 QR コードを、消費者の分かりやすい場所に掲示すること（利用の申し出があった場合のみ提示することは不可）。
- (4) チケットの利用額は券種ごとに事務局が定める売買価格帯に応じた額を厳守すること。
- (5) 利用者1人につき、同一店舗でのチケット利用は1日1回に制限すること。
- (6) 売買取引の実態が無いにも関わらず、自らや自らの関係者に付与されたチケットが、自店舗で使用されたかのように偽る等の不正な行為を決して行わないこと。
(不正な行為例)
 - ・店舗の営業時間外でのチケット利用が行われたもの
 - ・極端な短時間内に同一敷地内または隣接他店舗での複数のチケット利用が行われたもの
 - ・同一店舗において別名義を使用し、複数回のチケット利用が行われたもの など
- (7) 不可解な利用実績等に基づき、事務局から利用状況等の確認、調査が行われる場合には、帳票類を含めた情報開示等に全面的に協力すること。
- (8) 本事業を各店舗での売り上げ増加につなげるため、キャンペーン期間に合わせた販促企画の実施や、お客様へのチケット利用推奨（声掛け）など、各店舗での積極的な取り組み（可能な範囲で）をお願いします。

11. 参加事業者の資格喪失等

万が一、参加事業者が本要項に定める事項に反した場合には、参加事業者登録を取り消し、チケットの換金を停止することがあります。

また、参加事業者の不正な行為により損害が発生したときは損害賠償を請求する場合があります。

12. お問い合わせ

◆店舗登録に関することについて

店舗向けサポートセンター（株）ハビタット（受託事業者）

TEL 070-7573-0188（受付時間 平日9:00～18:00 定休日：土・日・祝日）

◆そのほか事業全体に関することについて

上田商工会議所 事務局

TEL 0268-22-4500（営業時間 平日9:00～17:30 定休日：土・日・祝日）